

就労系事業所等の留意事項について

山梨県 福祉保健部 障害福祉課 施設支援担当

I. 就労系サービスにおける共通的事項

1. 在宅でのサービス利用の要件の見直し（就労移行支援及び就労継続支援）

- ▶在宅でのサービス利用について、新たな生活様式の定着を見据え、本人の希望や特性を踏まえつつ、更に促進するため、令和2年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和3年度以降は常時の取扱いとする。

《在宅でのサービス利用要件》

（利用者要件）

在宅でのサービス利用を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市町村が判断した利用者。

（事業所要件）

- ア 在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。
- イ 1日2回の連絡、助言又は進捗状況の確認、日報作成を行うこと。作業活動、訓練等の内容等に応じ、1日2回を超えた対応を行うこと。
- ウ 緊急時の対応ができること。
- エ 疑義照会等に対し、随時、訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。
- オ 事業所職員による訪問、利用者の通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。
- カ 原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により、事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。
- キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

（その他）

在宅と通所による支援を組み合わせることも可能。

2. 施設外就労に係る加算の発展的な見直し（就労移行支援及び就労継続支援）

- ▶施設外就労に係る加算（施設外就労加算及び移行準備支援体制加算（Ⅱ））を廃止・再編し、一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する事業所、地域連携の取組への評価に組み替える。
 - ・施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして促進してきたことから、引き続き実施していく。

II. 就労移行支援

1. 基本報酬及び報酬区分の決定に係る実績の算定方法の見直し

- ▶一般就労への高い移行実績を実現する事業所について、基本報酬において更に評価
- ・「前年度において就職後6か月以上定着した者の割合（就労定着率）」としている基本報酬の区分の決定に係る実績について、標準利用期間が2年間であることを踏まえ、直近2か年度の実績により算定する。

就労定着率	基本報酬	
	【現行】	【見直し後】
5割以上	1,094単位/日	1,128単位/日
4割以上5割未満	939単位/日	959単位/日
3割以上4割未満	811単位/日	820単位/日
2割以上3割未満	689単位/日	690単位/日
1割以上2割未満	567単位/日	557単位/日
0割以上1割未満	527単位/日	507単位/日
0割	502単位/日	468単位/日

※定員20人以下の場合の単位

【現行】

前年度において
就職後6か月以上定着した者

前年度の利用定員数

➔

【見直し後】

前年度及び前々年度において
就職後6か月以上定着した者

前年度の利用定員数 + 前々年度の利用定員数

▶アセスメントの質を高めるための取組の評価

- ・ 障害者本人の希望や適性・能力を的確に把握・評価を行うアセスメントについて、地域のノウハウを活用し、その精度を上げ、支援効果を高めていくための取組として、本人や他の支援機関等を交えたケース会議等を実施した事業所を評価するための加算を創設する。

《支援計画会議実施加算【新設】》 583 単位/回

各利用者の就労移行支援計画の作成又は見直しに当たって、外部の関係者を交えた会議を開催し、関係者の専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月に1回（年4回を限度）、所定単位数を加算する。

▶人員基準の柔軟化

- ・ 就労支援の中心的な役割を担う「就労支援員」について、同一法人内の就労継続支援事業所や就労定着支援事業所等との就労支援ノウハウの共有や人材利活用の観点から、常勤要件を緩和し、常勤換算による配置を可能とする。

就労支援員：就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上を配置。

Ⅲ. 就労定着支援

1. 基本報酬及び基本報酬の区分の見直し

- ▶ 経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
- ▶ 基本報酬の区分について、実績上位2区分に8割以上の事業所が分布している一方で、下位2区分には事業所がほとんどないことを踏まえ、よりきめ細かく実績を反映するため、各区分に係る実績の範囲を見直す。

【現行】		【見直し後】	
就労定着率	基本報酬	就労定着率	基本報酬
9割以上	3,215単位/月	9割5分以上	3,449単位/月
8割以上9割未満	2,652単位/月	9割以上9割5分未満	3,285単位/月
7割以上8割未満	2,130単位/月	8割以上9割未満	2,710単位/月
5割以上7割未満	1,607単位/月	7割以上8割未満	2,176単位/月
3割以上5割未満	1,366単位/月	5割以上7割未満	1,642単位/月
1割以上3割未満	1,206単位/月	3割以上5割未満	1,395単位/月
1割未満	1,045単位/月	3割未満	1,046単位/月

※利用者20人以下の場合の単位

- 支給要件について、特定の支援内容を要件とはせず、どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有することを要件とする。

【現行】	【見直し後】
「利用者との対面により1月に1回以上の支援」を行った場合に算定	どのような支援をしたか等をまとめた「支援レポート」を本人その他必要な関係者で月1回共有した場合に算定

▶ 関係機関等との連携強化に係る加算の見直し

- ・ 関係機関等との連携を強化し、個別の支援における協力関係を常時構築するため、関係機関等とのケース会議等を実施することを報酬上評価する。
- ・ 関係機関等と連携した支援については、支援期間にかかわらずに必要となることから、現在、支援開始1年目についてのみ評価している「企業連携等調整特別加算」を見直し、支援期間を通して評価する新たな加算を創設する。

◀ 定着支援連携促進加算【新設】 ▶ 579 単位/回

企業、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、医療機関等の関係機関との連携体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えた会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間（最大3年間）を通じ、1月につき1回（年4回を限度）所定単位数を加算する。

▶**対面での支援の要件緩和**

- ・運営基準に規定している「対面での支援」について、ICTの活用を念頭に、「対面」要件を緩和することにより、障害者本人の希望や障害特性を踏まえ必要に応じた対面での支援とする（運営基準の見直し）。

IV. 就労継続支援A型

1. 基本報酬の区分の決定に係る実績の評価方法の見直し

- ▶基本報酬の算定に係る実績について、現行の「1日の平均労働時間」に加え、「生産活動」、「多様な働き方」、「支援力向上」及び「地域連携活動」の5つの観点から成る各評価項目の総合評価をもって実績とする方式（スコア方式）に見直す。

評価指標		判定スコア
労働時間	1日の平均労働時間により評価	5点～80点で評価
生産活動	前年度及び前々年度における生産活動収支の状況により評価	5点～40点で評価
多様な働き方	利用者が多様な働き方を実現できる制度の整備状況とその活用実績により評価	0点～35点で評価
支援力向上	職員のキャリアアップの機会を組織として提供している等、支援力向上に係る取組実績により評価	0点～35点で評価
地域連携活動	地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労等により働く場の確保等地域と連携した取組実績により評価	0点～10点で評価

スコア合計点	スコア合計点	基本報酬
	170点以上	724単位/日
	150点以上170点未満	692単位/日
	130点以上150点未満	676単位/日
	105点以上130点未満	655単位/日
	80点以上105点未満	527単位/日
	60点以上80点未満	413単位/日
	60点未満	319単位/日

※ 従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位

▶**基本報酬の算定における評価内容の公表**

- ・事業所のホームページ等を通じて、スコア方式による評価内容を全て公表することを事業所に義務付ける（運営基準の見直し）とともに、未公表の場合には基本報酬を減算（所定単位数の15%）する。

▶**一般就労への移行促進**

- ・障害者本人の希望と能力・適性に応じて一般就労への移行を促進していく観点から、就労移行支援体制加算を充実する。また、加算の充実については、実績による基本報酬の各区分に応じたものとする。

- ・ 就労継続支援から就労移行支援への移行について、新たに一定の評価をする加算（就労移行連携加算）を創設する。

《就労移行連携加算【新設】》 1,000 単位

就労継続支援A型を受けた後に就労移行支援の支給決定を受けた者がいた場合において、当該者に対して、当該支給決定に係る申請の日までに、就労移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該申請を行うに当たり、就労継続支援A型における支援の状況等の情報を文書により相談支援事業者に対して提供している場合に、1回に限り、所定単位数を加算する。

V. 就労継続支援B型

1. 多様な就労支援ニーズに対応するための報酬体系の類型化

- ・ 地域における多様な就労支援ニーズに対応する観点から、現行の「平均工賃月額」に応じて評価する報酬体系に加え、「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系を新たに設け、事業所ごとに選択することとする。

基本報酬の報酬体系の類型化																							
<ul style="list-style-type: none"> ● 「平均工賃月額」に応じた報酬体系（※） <ul style="list-style-type: none"> ・ 高工賃を実現している事業所を更に評価 ・ よりきめ細かく実績を反映するため8段階の評価を導入 <table border="1"> <thead> <tr> <th>平均工賃月額</th> <th>基本報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.5万円以上</td> <td>702単位/日</td> </tr> <tr> <td>3.5万円以上4.5万円未満</td> <td>672単位/日</td> </tr> <tr> <td>3万円以上3.5万円未満</td> <td>657単位/日</td> </tr> <tr> <td>2.5万円以上3万円未満</td> <td>643単位/日</td> </tr> <tr> <td>2万円以上2.5万円未満</td> <td>631単位/日</td> </tr> <tr> <td>1.5万円以上2万円未満</td> <td>611単位/日</td> </tr> <tr> <td>1万円以上1.5万円未満</td> <td>590単位/日</td> </tr> <tr> <td>1万円未満</td> <td>566単位/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>従業員配置7.5：1、定員20人以下の場合の単位</p>	平均工賃月額	基本報酬	4.5万円以上	702単位/日	3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日	3万円以上3.5万円未満	657単位/日	2.5万円以上3万円未満	643単位/日	2万円以上2.5万円未満	631単位/日	1.5万円以上2万円未満	611単位/日	1万円以上1.5万円未満	590単位/日	1万円未満	566単位/日	<ul style="list-style-type: none"> ● 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系【新設】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>定員</th> <th>基本報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20人以下</td> <td>556単位/日</td> </tr> </tbody> </table> <p>従業員配置7.5：1の場合の単位</p> <p>新たな加算の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 【地域協働加算】（新設） 30単位/日 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労や生産活動の実施にあたり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価。 【ピアサポート実施加算】（新設） 100単位/月 就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所を評価。 	定員	基本報酬	20人以下	556単位/日
平均工賃月額	基本報酬																						
4.5万円以上	702単位/日																						
3.5万円以上4.5万円未満	672単位/日																						
3万円以上3.5万円未満	657単位/日																						
2.5万円以上3万円未満	643単位/日																						
2万円以上2.5万円未満	631単位/日																						
1.5万円以上2万円未満	611単位/日																						
1万円以上1.5万円未満	590単位/日																						
1万円未満	566単位/日																						
定員	基本報酬																						
20人以下	556単位/日																						

基本報酬

高 平均工賃月額 低

基本報酬

加算

▶「平均工賃月額」に応じた報酬体系における基本報酬区分の見直し

- 高工賃を実現する事業所について、基本報酬において更に評価する。
- 現行の7段階の基本報酬の区分について、実績下位3区分に8割近くの事業所が分布していること等を踏まえ、各区分に係る実績の範囲を見直す。
- 利用者の多様な働く意欲に応えつつ、就労を通じた地域での活躍の場を広げる取組として、就労の機会の提供や生産活動の実施に当たり、地域や地域住民と協働した取組を実施する事業所を評価する加算を創設する。
- 地域生活や就労を続ける上での不安の解消、生産活動の実施に向けた意欲の向上などへの支援を充実させるため、ピアサポートによる支援を実施する事業所に対して新たに報酬上の評価をする。

◀地域協働加算【新設】▶ 30 単位/日
「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対して、地域住民その他の関係者と協働して支援（生産活動収入があるものに限る。）を行うとともに、その活動の内容についてインターネットの利用その他の方法により公表した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

◀ピアサポート実施加算【新設】▶ 100 単位/月
 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系において、各利用者に対し、一定の支援体制のもと、就労や生産活動等への参加等に係るピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。
 ※ただし、このピアサポート加算については、一定のピアサポート研修を受講した方を配置している場合になりますが、山梨県では実施しておらず、来年度以降実施できるように検討を進めているところです。（窓口：障害福祉課地域生活支援担当）

VI. 新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取り扱い等について

▶共通事項

基本報酬の算定	通所（又は対面）での支援を避けることがやむを得ないと市町村が判断する場合等において、利用者の居宅等でできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常提供しているサービスと同様のサービスを提供しているものとして報酬の算定が可能
---------	--

▶就労継続支援 A 型

基本報酬の算定区分	<p>スコア方式の項目のうち、「労働時間」については、<u>次のいずれかの年度の実績で評価（令和3年度報酬改定）</u></p> <p>① 平成30年度 ② 令和元年度 ③ 令和2年度</p> <p>※「生産活動」については、前年度を「令和元年度」に置き換えた実績で評価することも可 （その場合、前々年度は「平成30年度」を用いる）</p>
-----------	---

賃金の支払い	生産活動収入の減少が見込まれるときには、 <u>災害その他やむを得ない理由がある場合と見なして、自立支援給付費を充てることが可能</u>
暫定支給決定	暫定支給決定期間内にアセスメントや意向の確認等が十分に実施できない場合においても、できる限り実施した支援の実績等からサービスの継続等を判断すること等が可能

▶就労継続支援 B 型

基本報酬の算定区分	<u>平均工賃月額に応じた報酬体系については、次のいずれかの年度の実績で評価（令和3年度報酬改定）</u> ① 平成30年度 ② 令和元年度 ③ 令和2年度
工賃の支払い	新型コロナウイルス感染症への対応によりやむを得ない場合、自立支援給付費を充てることが可能

▶就労移行支援

基本報酬の算定区分	就労定着者の割合の算出に当たっては、次のいずれか2カ年度間の実績で評価（令和3年度報酬改定） ① 令和元年度及び令和2年度 ② 平成30年度及び令和元年度
支給決定期間の更新	原則1回とされている標準利用期間を超えた支給決定期間の更新回数については、 <u>最大1年間の範囲で複数回の更新も可</u>

▶就労定着支援

基本報酬の算定区分	就労定着率の算出に当たっては、次のいずれかの期間の実績で評価（令和3年度報酬改定） ① 平成30年度、令和元年度及び令和2年度（3年間） ② 平成30年度及び令和元年度（2年間）
基本報酬の算定（月1回以上の対面又はテレビ電話装置等を用いた方法による支援）	対面での支援を避けることがやむを得ない場合であって、テレビ電話装置等を用いた方法による支援環境が整っていない場合には、 <u>利用者の同意を得た上で、電話その他可能な方法により出来る限りの支援を行ったと市町村が認めるときにも、報酬の対象とすることが可能</u>

※在宅でのサービス提供の品質管理・維持の観点から、運営において最低限必要と考えられるポイントをまとめた「就労系障害福祉サービスにおける在宅でのサービス利用にかかるガイドライン」を県障害福祉課のホームページに公表しているので、在宅でのサービス提供に当たっての参考にしてください。